第二条　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第六条の八第一項中「ときは」の下に「、勤務時間規程第九条の二第一項に規定する超勤代休時間」を加える。

第七条の三第二項中「百分の百六十、」を「百分の百四十五、」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十、」を「百分の百五、」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十を」を「百分の八十五を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十、」を「百分の百五、」に、「百分の六十五」を「百分の五十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に、「百分の八十を」を「百分の八十五」に、「百分の四十五を」を「百分の四十五」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同号ロ中「百分の八十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号イ中「、六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を削り、同号ロ中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては」を加える。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第三条　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十一条第一項において」を「以下」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（超勤代休時間）

第九条の二　本属長は、国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定。第十六条第三項において「給与規程」という。）第七条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六条第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき国会職員に対して、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、両議院の議長が協議して定める期間内にある勤務日等（第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2　前項の規定により超勤代休時間を指定された国会職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十一条第一項中「（休日」を「（第九条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第十六条第三項中「国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）」を「給与規程」に改める。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第四条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
		円
1		376,000
2		425,000
3		478,000
4		544,000
5		621,000
6		726,000
7		850,000

第三条第二項中「百分の百六十を」を「百分の百五十」に、「百分の百八十を」を「百分の百六十五」に改める。

第五条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十、」を「百分の百四十五」に改める。

（国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第六条　国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「給料月額に達しないこととなる国会職員」を「給料月額（国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十一年十一月三十日両院議長決定。第一号において「平成二十一年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる国会職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十一年改正規程附則第二条第一項第一号に規定する減額改定対象国会職員（次号に掲げる国会職員を除く。）　百分の九十九・七六

二　指定職給料表の適用を受ける国会職員　百分の九十九・六八

附則第十一条第二項中「受けていた給料月額」の下に「に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この規程は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条　平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の三第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十四条の規定にかかわらず、これらの規定（国会職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。